

研修関係助成金の創設について

注目トピックス

01 | 研修関係助成金（中長期的キャリア形成コース）の創設について

キャリア形成促進助成金（政策課題対応型訓練）・キャリアアップ助成金（人材育成コース）に、新たに中長期的キャリア形成コースが創設されました。この助成金は、専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を従業員が受講した場合に助成されます。

特集

02 | 最低賃金変更のお知らせ

今年度の最低賃金改定が発表されました。昨年度に続き、大幅アップになっています。

03 | 国民年金保険料後納制度の節税的活用法

過去の国民年金保険料の未納分を後からまとめ払いできる制度「後納制度」の節税面での活用法について説明します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 問題解決のあたらしい武器になる 視覚マーケティング戦略（クロスメディア・ハブリッシング）

本書は、経営者・ビジネスパーソン向けのデザインの本です。デザインのできることで長期的に商品・サービスの価値を上げることが分かります。センスが無いとあきらめている方でも、具体的なデザインスキルが学べます。



みよた社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 国民年金後納制度活用チェックシート

研修関係助成金（中長期的キャリア形成コース）の創設について

キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金に、新たに中長期的キャリア形成コースが創設されました。

はじめに

キャリア形成促進助成金（政策課題対応型訓練）・キャリアアップ助成金（人材育成コース）に、新たに中長期的キャリア形成コースが創設されました。この助成金は、専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を従業員が受講した場合に助成されます。

支給対象となる事業主

雇用する労働者（雇用保険被保険者）に対して、訓練を計画に沿って実施する雇用保険適用事業所の事業主が対象です。

支給対象となる訓練

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（**専門実践教育訓練**）の受講が対象となります。

専門実践教育訓練とは

下記の教育訓練のうち、厚生労働大臣が指定した講座が対象となります。

▼ 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

業務独占資格：

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士等

名称独占資格：

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等

▼ 専門学校の職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものであるとして文部科学大臣が認定したもの。

▼ その他専門職大学院、高度専門職業人の養成を目的とした課程

厚生労働大臣指定の講座

「専門実践教育訓練指定講座一覧」として紹介されている講座です。詳しくは、厚生労働省のHPよりご確認ください。

中長期キャリア形成訓練の助成額・助成率

※（ ）内は、大企業の助成額及び助成率です。

＜キャリア形成促進助成金＞

賃金助成 1人1時間当たり	経費 助成	限度額
800円 (400円)	1/2 (1/3)	経費助成は1人1コース当たり15万～50万円 事業主の支給は年間500万円まで

＜キャリアアップ助成金＞

賃金助成 1人1時間当たり	経費助成額の限度額
800円 (500円)	100時間未満の場合 15万円（10万円）の範囲で実費 100時間以上200時間未満の場合 30万円（20万円）の範囲で実費 200時間以上の場合 50万円（30万円）の範囲で実費

最低賃金変更のお知らせ

今年度の最低賃金改定が発表されました。昨年度に続き、大幅アップになっています。

はじめに

最低賃金制度とは、「最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、会社は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とする制度です。最低賃金は、パートやアルバイトなど雇用形態に関係なく適用されます。

最低賃金額より低い賃金を労働者・会社双方の合意の上で定めたとしても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

昨年からの動向

平成 26 年度の最低賃金は、13 円～21 円の引き上げとなりました。4 年ぶりの引き上げ幅の大きさと、2 年連続で 10 円を超える上昇となっています。

平成 25 年度は北海道、宮城、東京、兵庫、広島の 5 都道県で最低賃金が生活保護の水準を下回る逆転現象が発生していました。逆転している地域では、働かずに生活保護を受けた人の方が手取収入が多くなり、働く意欲をそぐ原因として批判を浴びていました。今回の最低賃金の引き上げにより逆転現象はすべての都道府県で解消されます。

各都道府県の平成 26 年度 地域別最低賃金額および発効年月日の例は、以下の通りです。

都道府県	最低賃金額	発効年月日
福島	689 円 (675 円)	平成 26 年 10 月 4 日
東京	888 円 (869 円)	平成 26 年 10 月 1 日
神奈川	887 円 (868 円)	平成 26 年 10 月 1 日
千葉	798 円 (777 円)	平成 26 年 10 月 1 日
大阪	838 円 (819 円)	平成 26 年 10 月 5 日

() 内は平成 25 年度額です

最低賃金の確認方法

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。以下の賃金は含まれませんので、確認時には除いて計算する必要があります。

1. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
2. 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
4. 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
5. 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
6. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

具体的事例（東京都在住、月の所定労働時間 173 時間、給与支給額 19 万円の場合）

右記のような給与体系の場合、どのように確認すれば良いでしょうか。

まず、合計額から最低賃金の対象とならない賃金を除きます。事例のうち除外される賃金は精勤手当、通勤手当、時間外手当です。

$$190,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = \mathbf{160,000 \text{ 円}}$$

次に、この金額を時間額に換算し最低賃金額と比較します。

$$160,000 \div 173 \text{ 時間} = \mathbf{924 \text{ 円} > 888 \text{ 円}}$$

この場合、最低賃金額以上ということになります。

基本給	150,000 円
役職手当	10,000 円
精勤手当	5,000 円
通勤手当	5,000 円
時間外手当	20,000 円
合計	190,000 円

国民年金保険料後納制度 の節税的活用法

過去の国民年金保険料の未納分を後からまとめ払いできる制度「後納制度」の節税面での活用法について説明します。

はじめに

平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの時限措置として、国民年金保険料の後納制度が実施されています。この制度は、過去の国民年金保険料の未納分をまとめて納付することができるものです。

この制度の概要の説明と、節税面での活用方法について紹介します。

概要

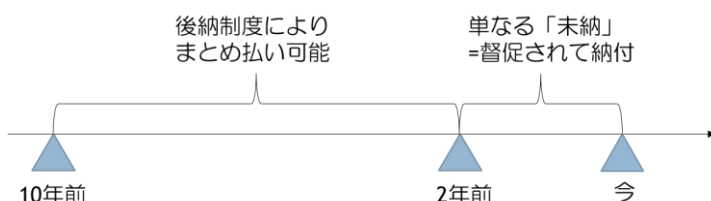
原則として、国民年金保険料は納期限より **2 年** を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。

しかし、過去 10 年間の納め忘れた保険料については、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、**時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能** になりました。

この納付は、主に以下の目的があります。

- ① **年金額を増やすため**
- ② **年金の受給資格を得るため**

この①②の必要性がない場合は必ずしも「納付をしなければならない」ものではありません。



年金はいくら増えるか

この後納制度を 1 か月分することにより年金額が約 **1,610 円 (年額)** 増加します。

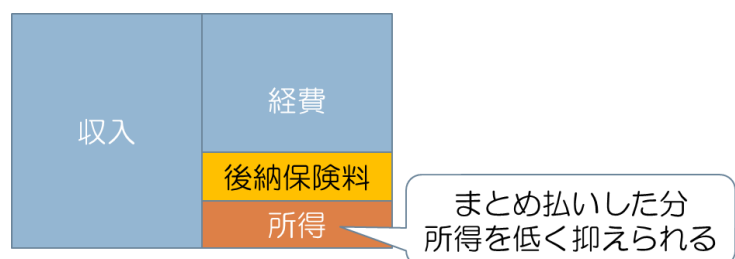
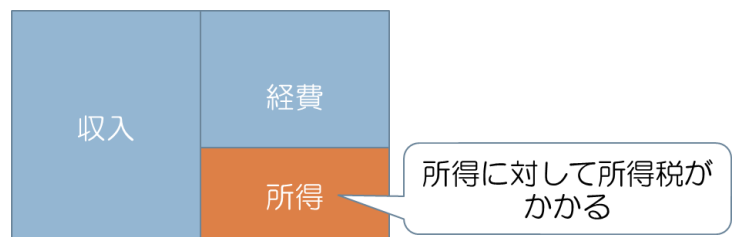
後納額は 1 ヶ月分あたり概ね **15,000 円** 前後ですから、およそ 9.3 年で年金増加額が納付額を上回る、つまり 65 歳 + 9.3 年 = **74.3 歳以上** 長生きした場合、後納をした方が得になります。

後納制度の節税的活用法

所得税の節税の観点でみると、後納をした保険料が、「その納付した年の所得から全額控除できる」点に注目すべきでしょう。

公的年金の保険料はその全額を「社会保険料控除」として所得から控除できますので、個人の所得を低く抑えたい = 所得税額を低くしたいという目的でこの後納制度の活用を検討してもよいでしょう。

後納額は任意で決定できますので、税理士さんと相談しながら節税の観点と現金支払い能力を勘案の上ベストな支払い額を決めるとよいでしょう。



問題解決のあたらしい武器になる 視覚マーケティング戦略

ウジトモコ 著

単行本：224 ページ

出版：クロスメディア・パブリッシング

価格：1,580 円（税抜）

はじめに

本書は2部構成になっています。第1部では、**自社の問題解決のためのデザイン戦略**について、第2部では、資料作成やSNS投稿などで役立つ**デザインスキル**が紹介されています。

デザインは自分には関係のないこと？

「ヒトが得る情報量の90.9%は視覚情報」だそうです。「見せる」ことを最適化することで人は錯覚を起こし、人に期待を持たせることができます。その期待は感情と結びつくため、人を行動に駆り立てることができるのです。

デザインと聞くと、自分には関係ない考える方も多いでしょう。ここでの「問題解決」とは、顧客を動かして売り上げを上げること、求める人材やビジネスパートナーを集めることです。ですから、**「ビジュアルの力=デザイン」で人を動かす方法**は私達にとって必須テーマであり、これらの時代ますます重要度が増していきます。

Facebook を見ていると、多くのいいね！やコメントが付いて、シェアされる反応率の高い記事は、やはり魅力的な写真付きの投稿です。これは毎日のように目にする、**一番身近な「ビジュアルの力」**ではないでしょうか。

「良いデザイン」とは

「良いデザイン」とは、価格競争に巻き込まれずに原価に対して高い売値がキープされている状態、つまり**「ブランド力のある商品」にするためのデザイン**です。

デザインによって売り上げが上がるとのビジネスパーソンへの期待と、デザイナーにとっての良いデザイン、この2つを同時に満たし、かつそれが中長期的に続き、年々市場が広く深くなっていく状態を目指すのです。

マーケティングとデザインの組み合わせが重要になります。

これからはホームページ制作やロゴ・名刺のデザインを依頼する際も、担当のデザイナーと「良いデザインとは？」の共通認識があれば、目的を見失わず、自社の商品・サービスのブランド価値を上げることができるでしょう。

「プロっぽくみせるデザイン」のスキル

デザインのルールを意識して守ることで、読みやすく美しい、人の感情を動かせるデザインをすることが可能です。ここでは、そのうちのいくつかをご紹介します。

つい開きたくなる表紙デザイン

「ビジネスマンは『ゴシック体』からデザインをはじめなさい」「フォントは『ノセ』か『ヌキ』以外は使ってはダメ」「明朝体はどうしても使う理由があるときだけ使う」など、フォント選びがいかにかにデザインに影響するかが分かります。

カラーの配色センスを身につける

「ビジネス書類は白地ベースが基本」「カラーマーケティングとカラーマネジメント」など、機能するデザイン資産のためには、戦略的にカラーを使いそれを管理していくことが大事だと分かります。

写真をキレイに見せるテクニック

「蛍光灯の下で食べ物は撮らない」「構図の基本を覚えよう」など、写真の補正・加工方法や撮影するときの構図が学べますので、写真の第一印象がぐっと良くなります。

そして最後に、7つの「デザインのこれだけはやってはいけない」ことが紹介されています。ビジネスパーソンへのデザイン戦略入門として、ぜひ読んでおきたい一冊です。



当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の月刊 社労士みよた+ Plus はいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

みよた社会保険労務士事務所	
所長	御代田 裕介
所在地	〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目 20 番 11 号 オフィスイン 21 305 号
営業時間	平日 9:00~18:00
電話	024-983-0735
FAX	024-983-0736
メール	info@office-miyota486.com

所長よりあいさつ

先月は、連休に日本に遊びに来た大型の台風19号さんの影響が各地にありましたが、被害はありませんでしたか？

わたしはちょうど東京に研修に行っておりまして、関東を直撃する前に、なんとか逃げるように帰ってきました。

B-1グランプリ・運動会・研修旅行と、週末のイベントが大変多く、忙しいながら充実した月でした。

ハロウィンも終わり、本格的な冬支度が始まりますね。くれぐれも体調管理には気をつけて過ごしましょう。

そうそう、今月は社労士試験の合格発表もあります。

ついこの間の事のように、気付けばあれから4年も経ちます。

これを機に、改めて、初心に立ち返って頑張ろうと思います。今月もよろしくお願いいたします。

国民年金後納制度活用チェックリスト

後納制度を活用するためのチェックポイントをまとめています。

FAX かメールでお送りいただければ、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	現在の年齢 () 歳	—	—
2	過去 10 年の間に国民年金の未納期間がある	☐	☐
3	過去 10 年の間に国民年金の一部免除期間がある	☐	☐
4	日本年金機構から後納制度についての案内文書が届いている	☐	☐
5	国民年金、厚生年金などの年金加入期間が合計で概ね 25 年に達する見込みがない	☐	☐
6	自分が年金をどれだけかけているかわからない	☐	☐
7	国民年金保険料（1 ヶ月あたり約 15,000 円）を複数年分まとめて払いできる	☐	☐
8	個人の所得税や住民税が高いと感じている	☐	☐
9	自分の将来の年金額について試算をしてほしい	☐	☐
10	年金保険料の督促状が届いているが、払っていいかわからない	☐	☐

FAX のご返送は 024-983-0736 まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書きください	
FAX			